

## 教 育 委 員 会 議 事 録

(令和元年度 教育委員会 第5回定例会)

開会 令和元年8月7日(水)

閉会 令和元年8月7日(水)

午後2時00分

午後3時15分

場所 西宮市役所東館 801・802 会議室

出席委員	教育長 重松 司郎 委員 藤原 唯人 委員 長岡 雅美	欠席委員	委員 前川 豊 委員 側垣 一也	
会議に出席した職員	職	氏名	職	氏名
	教育次長	坂田 和隆	地域学習推進課長	石井 紀子
	教育次長	大和 一哉	青少年育成課長	牧山 典康
	教育総括室長	村尾 政義	学校改革調整課長	河内 真
	参与	八橋 徹	学校改革推進課長	奥谷 和久
	社会教育部長	上田 幹	教育研修課長	岩本 康裕
	学校改革部長	津田 哲司	学校教育課長	木戸 みどり
	学校教育部長	佐々木 理	学校保健安全課長	中前 洋一
	教育総務課長	薩美 征夫	教育企画課係長	瀧井 佑介
	教育企画課長	吉田 巖一郎	教育総務課係長	青木 威
	学校管理課長	山下 博之		
	社会教育課長	中島 貴子		
	文化財課長	合田 茂伸		
署名	教育長	委員		

## 付 議 案 件

### <教育長報告>

### <審議案件>

- 報告第15号 学校医の解嘱及び委嘱の件 (学校保健安全課)
- 議案第27号 西宮市立学校条例等の一部を改正する条例案に関する意見決定の件 (教育総務課)
- 議案第28号 令和元年度 西宮市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等に関する報告書作成の件 (教育企画課)
- 議案第29号 西宮市立公民館条例の一部を改正する条例案に関する意見決定の件(地域学習推進課)
- 議案第30号 西宮市立郷土資料館条例の一部を改正する条例案に関する意見決定の件 (文化財課)
- 議案第31号 西宮市立山東自然の家条例の一部を改正する条例案に関する意見決定の件 (青少年育成課)
- 議案第32号 西宮市学校施設使用料条例の一部を改正する条例案に関する意見決定の件 (学校管理課)
- 報告第16号 人事に関する件 **非公開** (教育職員課)

### <一般報告>

- 一般報告① 西宮型コミュニティ・スクール事業について [社会教育課]
- 一般報告② 児童・生徒の状況について **非公開** [学校保健安全課]

以 上

傍 聴

4名

重松教育長	<p>では、第5回教育委員会定例会を開催します。</p> <p>本日は前川委員、側垣委員より、欠席の届けを受けております。議事録署名委員には、長岡委員を指名します。よろしくお願いします。</p> <p>ここで、委員に確認します。本日は傍聴希望者が4名おられます。会議は公開が原則ですが、議案第27号から32号、一般報告①は市議会に報告する案件、報告第16号は人事に関する案件であり、現時点では公表されておりません。また、一般報告②は個人情報を含む案件であり、公開により率直な意見交換ができなくなる恐れがあるため、それぞれ非公開としたいと思いますがよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
重松教育長	<p>異議なしと認め、非公開とします。</p> <p>審議の順番についてですが、公開案件から先に行い、続いて非公開案件に移りたいと思います。</p> <p>では、はじめに私から報告をさせていただきます。</p> <p>来年度から小学校にプログラム学習が入ってきますけど、コンピューターが普及したというか、パーソナルコンピューターが家庭に導入された1979年から8ビットのコンピューターが入ってきて、ちょうど今年が40年目に当たるということで、コンピューターについていろんなことが言われてます。</p> <p>その中で、最初に、コンピューターは計算の道具だった。それが機械式の計算機になって、さらにパンチカードで機械が動くようになって、それに歯車がついて、アナログコンピューターになった。それがアラン・チューリングによってデジタルコンピューターに変わり、ジョン・フォン・ノイマンによって記憶装置が入って、今のプログラムが完成したという形になっています。</p> <p>コンピューターについては、三つの大きな役割があるというふうに言われてまして、一つは、情報をつなぐというか、データを取ってきたり、データのやりとりをするという大きな役割。それが、一つの発展になったのが、インターネットで、コンピューターが最初に入ったときは、いろんな情報が取れます。例えば、社会科を調べるのだったら、今までだったら参考書など、本を調べなきゃいけませんでした。今はそこへつなげばデータが取れるので、いろんなものが見れます。インターネット上にさまざまなデータを置いておけば見ることができるという、そういうことで発展していったわけです。</p> <p>もう一つは、やはりコンピューター自身がいろんなことを考えられるんじゃない</p>

かと。空想物語じゃないですけども。それが結局プログラムで動く、アルゴリズムで動くということで、人工知能のA Iが発展していきました。

もう一つは、コンピューターがそういうふうに通くのであれば、機械を動かす。人工知能をつかって機械を動かせばいいということで、ロボットが出てきた。ですから、三つあって、一つは、情報をつなぐこと。一つは、人工知能。もう一つは、機械を動かすロボットという三つのことができてるんじゃないかというふうに言われています。ロボットについては、チェコのカレル・チャペックという人が、「ロボット」という小説を1920年に書いてます。戯曲で。それがロボットの始まりだというふうに言われています。

情報にしる、ロボットにしる、人工知能にしる、それぞれ発展していつているわけですけども、最初に言ったように情報の部分が最初にコンピューターで発展して、その後をA Iが追いかけていったというふうな形で、A Iが歴史的に出てきたのは、1959年から60年代。要するに昔で言う迷路やパズルをクリアする機械でした。インベーダーゲームだとか、そういうのがまず人工知能の始まりだというふうに言われています。ただ、単純で応用があんまりなかったので、10年もかからずに下火になってしまいました。

それが、1980年代にエキスパートシステムというのできてきて、人が大量のデータを与え、その中から答えを導き出す。データの蓄積によって、いろんなことを分析することができるということで、エキスパートシステムに入って、コンピューターが、A Iが、いろんなことができるようになったというのがあります。ところが、そのころのデータの蓄積といっても、今みたいに膨大なデータを入れることはできず、データ自体に限界があったので、それも1980年代で一応下火になります。

そして、2012年にカナダのトロント大学のジェフリー・ヒントン教授がディープラーニングというのを始めて、そこから急激に今のA Iになったというのが、現在の状況のようです。ですから、今のA Iの可能性については、そこから始まっているといわれます。

A Iという名前をつけたのは、アメリカのジョン・マッカーシーという人。じゃあ、A Iで何ができるかという、一つは、いろんなことを言われていて、人間の仕事に替わってしまうんじゃないかと言われてますけども、いろいろ調べてみると、一つは、中国とかイギリスでは、身の上相談に使っているというのがあるみたいです。確実な答えが出てくるかという、そうではない。ただ、コンピューターというかA Iに話をして、そこからいろいろな事例の答えをもらって自分

自身は満足するという、そういう感じで、確実な答えがもらえるわけじゃないんですけども、そういう身の上相談です。そのやり方が将来、ホテルでの受付だとか、そういうところへ使われるようになっていく可能性があります。

それから2番目で、人工知能が曲をつくる、それから絵を描くということができるようになってると。今は、バッハの作曲だとか、それからレンブラントの絵を描くだとかいうことは、自由にできるようになっているみたいです。ただ問題は、いろんな絵は描けるんだけど、自分で新たな絵を描くことができない。人のまねだけできるということがあります。

ただし、いろんなことができるので、全米でヒットランキングの何%かを、この人工知能が分析して、これはヒットするヒットしないというのをしてるみたいです。最初は10%ほどでしたけれども、今はもうほとんど70%ぐらい確実に当たるといって、それをもとにして、曲をつくった。アメリカのノラ・ジョーンズだとか、マルーン5だとかで、それでヒット曲に成功してメジャーになっていると言われてるみたいです。

それから三つ目に、AIで治療というか、ワトリニというAIで診断の手助けができるというのが、今出てます。がんの写真を見て、ここにがんがあるかないかというのは、医者の中でなかなか判定できないんですけども、そのところを診断でコンピューターが見て、いろんなデータから多分これは、がんじゃないだろうかという判定ができると。ただ、確定ではないので、最終判断は医者がしなきゃいけませんけども、ある程度できるようになってきています。

それから、4番目にあるのは、裁判などで膨大な資料を整理するのが大変なので、それをコンピューターが肩がわりをするということが、できるようになってきているというのがあります。

それから、もう一つの大きな特徴は、今、AIが株の売買をやっているというのがあります。ただ、これはもともとAIがやる前に、金融工学の中で、どうしたらもうかるのかということで、初めは、カジノでエドワード・ソープという人が金融工学の中で、ブラックジャックでこういうふうに勝てるという手だてをしたみたいです。それで、ケリーの公式というのをつくって、これだったら確実に勝てるということをしたんだそうです。ただし、それを本に書いてしまったので、それ以後さっぱり、向こうも対応を考えたので、逆に勝てなくなったというのがありますけど。そういうふうなことをやったので、それを今度は、実際の金融の中で使ってみようというので、ディーラーをやっつけるということで、ブラック・ショールズ方程式というのをつくって、そこで金融をやりました。なぜそんなこ

とになったかという、アポロ計画でたくさんの科学者がいたんだけど、その科学者がアポロ計画が衰退したので仕事がなくなっちゃって、それなら金融の方へ行こうとなって、科学者が全部そっちの方へ流れて、数学的なことを考えるようになって、ブラック・ショールズ方程式というのを解いて、株価をやった。そして、もう何年間は非常に利益を上げた。これもやはり、ブラック・ショールズ方程式を出してしまっているもので、最終的に他も同じやり方をしてしまって結局、もう今はだめになってしまっています。

ただ、そういういろんな方程式をつくれればできるということがわかったんで、今はどんな方程式をつくってるのかわかりませんが、それをやればディーラーがもうかるというので、やっているというのがあります。それで失敗したのが、リーマンショックであって、そのときに手だてが打てなかったというのがありますけども、今もコンピューターが動いてますので、AIによる株式の売買は、多分、いろんな方程式があると思います。金融ではかなりAIを活用して、今はその失敗した例を修正してやって来てますので、これからはかなり行けるんじゃないかなという話です。ただ、答えがあるというか、もうけるか、もうけないかという目的があるので、その意味では行けるけども、新しい商品が出た時には、なかなか使えないということがあります。でも、その時その時できちんと対応していています。

それから六つ目に、AIが今言われているのは、自動運転ですね。車を自動で運転する。宇宙に打ち上がってる衛星からデータを取りながら動くという形になりますけども、そういうことができる。AIの自動運転は多分、現実味をおびてくるだろうと言われています。最初は、地面に何か線を入れておいて、その上を車が走るというようなことを考えたけども、もう今は、上から電波を、道路の地図さえあればその上を車が走ることができます。そこで、前に人が出たり何かしたときに、察知する能力さえあれば、自動運転ができるという形になってきてますので、これも、もうじきしたら試乗できるんじゃないかというふうに言われてます。

それから、7番目に、フレームワークができるようになって、人の顔の認証ができるようになった。そのことによって、今、中国で使っているのは、犯罪者などを見つけるのに、顔認証ができる。そのため今回の香港のデモで、レーザー光線でカメラを撮らせないのは、それをすると顔認識ができて、どこへ動こうともその人は追いかけてしまうこととなります。今、日本の中にもたくさんカメラが設置されてますけども、それで追いかけていけば、すぐわかるという形になっ

て顔認識ができます。

最後に、碁だとか将棋は、もう全然コンピューターにはかなわない状況になっているということが、言われています。

こういうことが、AIで可能になってますけども、ただ、ある目的があって、その方向に向かってつくるということはできますけども、やはり創造力だとか、全くできないものについては、どうかと言われてます。

よく言われるのが、ニュートンがいろんな理論を考えた。それはなぜかという、「ガリレオとそれからケプラーという偉大な科学者がいて、その巨人二人の肩の上に乗って、私は万有引力を考えた」と。じゃあ、同じことがコンピューターにできるか。アインシュタインの前に、データがいろいろ揃ったはずだから、それを全部コンピューターに入れたらアインシュタインの相対性理論はつくれるかといったら、それはできないというのが、今の結論みたいです。

今、言われているのはそういうふうなことなので、あなたの仕事がなくなるとか、未来になったらこういう仕事になるというので、イギリスやアメリカでいろんなデータが出てます。

最近、日本でも、日本経済新聞とファイナンシャルタイムズというのが、これからの仕事がどうなりますかというのを、ただ、できる、できないじゃなくて、どういうふうな可能性があるかないかということで分析をしたというのが出てきます。それによると、工場では、多分75対25でロボットが入ってくるだろうと。というより、もう現に入ってきてますけども、75%は、ロボットが運営することができるようになる。じゃあ、後の25%は何するかというと、その機械が動かなくなったとき整備するのが25%だと言う話が出てきてます。

それから、経営の判断は、コンピューターが22で人間が78だろうというふうに言われています。それはなぜかという、さっき言ったAIによる株式の売買だとかそういうことは、コンピューターでできますけど、そのときにこれをどうするのか、どういう販売網にするのかというのは、最終的に人間が判断しなきゃいけないので、22対78になるのではないかと。

それから、創造力とか金融、デザイナーだとかは、誰かのものをまねしたりだとか、既習のものでつくるとはできますけど、創造的に衣装をつくるだとかという、新たなものをつくり出すという意味では、デザイナーなどは22対78になるのではないかと。それから、おもてなし。金融の受付だとか、ホテルの受付だとかは、48対52でほぼ五分五分でロボットが入ってくるだろうということが言われています。

それぞれの仕事の場に全部ロボットが入るかという、そうじゃなくて、それぞれのところに何%ぐらい入るかというのを今分析しているみたいで、全部の仕事がなくなるという最初の案は多分、大分変わってきてるのかなと思ってます。

そういうことを考えると、じゃあ、これからの教育で子供たちに何をしなきゃいけないのかということで、新井さんが言っているように読解力が今すごく不足している。読解力をどうつけるかということをおっしゃってますし、それから外山滋比古さんが言うアルファ読みとベータ読みの違いをどうするか。

なぜ、こんなことを言うかということ、例えば、「転石苔生えず」というのがあって、「転がっている石には苔が生えませんが」という意味でわかるのは、あくまでもアルファ読みだと。それは一体何を意味しているんだというのがわかるのが、ベータ読みだということです。ベータ読みも、そこから推測することも二つ考え方がありたい、イギリスでは「転石苔生えず」というのは、「ころころ転がっている石には当然、苔は生えないよね。ということは、ころころいろんなところへ住所を移し替えて定着しないということは、落ちつきがないので、そんな人はなかなか出世しないよね」という意味で使われているんだそうです。そういう意味で、「転石苔生えず」。ところが、それはアメリカに行くのと違って、「優秀だから、いろんなところへ替わっていけるんだ。逆に言えば、優秀な人間のためのものだ」というふうに解釈するんだそうです。ですから、同じようなことを要するに、アルファで考えていることをベータとして、人間としてどう読み取るか。言葉を読み取っていくか、その言葉の裏にどんなものがあるかということを読み取っていくか、その力をどうつけるのかが教育に今問われています。

ですから、今回の学力テストなどでも、読んだものをどういうふうに解釈するかというのが非常に大事なというようなことをおっしゃっています。今までのように単に知識をつけて、それを理解した、わかったんじゃなくて、その知識を使っていろんなことを経験する。何ができるんだろうとか、その知識を活用すれば、違うことができるんだというふうなことをおっしゃっています。そうすると非常にややこしいのは、例えば、絵を描くといったときに、この絵は何のためにこの絵を描いたということが、描いた人が説明できなきゃいけないし、その意図が逆に見る人にも読み取れなきゃいけないということになります。ですから、ただ絵を見るだけじゃなくて、絵を見たときにどういうことを感じるだとか、この人はどんなことでこの絵を描いたんだということが読み取れるようにしないと、そういう感覚を持ってないとだめだといっているわけです。

ということは、感性を豊かにしなきゃいけないということで、要するにこれから



	<p>の知識は、経験と感性との二つを持って一緒にしながら、知識をつけていかなきゃいけないということが言われてます。</p> <p>AIが発展したことによって、人間として、子供たちにどんな力をつけなきゃいけないかということが逆によくわかるようになりました。これから小学校にプログラム学習が入ってきますけども、そのプログラム学習は何のためにするか。ただ単にプログラムをつくるんじゃないで、プログラムをすることによって、自分の考え方を理路整然と並べることができるだとか、どういうふうにしていけば課題を解決することができるかということをやっていかなきゃいけないんじゃないかということが、今後考えられます。コンピューターが40年こういうふうにして発展してきたことをみて、ふと、いろいろなことを考えさせられましたので、今回こういう形で発表させてもらいました。</p> <p>こういうふうなことを考えながら、これから思考力だとか、創造力だとかをつけていかなきゃいけないんじゃないかなということを思いましたので、話をさせていただきました。今、私が言ったことに何かご意見、ご質問がありましたら何か。よろしいですか。では、ないようですので、これより審議に入ります。</p> <p>では、報告第15号「学校医の解嘱及び委嘱の件」を議題とします。</p> <p>学校保健安全課長、お願いします。</p>
学校保健安全課長	<p>「学校医の解嘱及び委嘱の件」につきまして、お手元の資料、報告第15号をご覧ください。</p> <p>高木小学校の眼科学校医の解嘱及び委嘱をするに当たり、令和元年8月2日に「教育長に対する事務委任等に関する規則」第3条第2項の規定により、教育長の臨時代理により決定しました。第3条第3項の規定により、教育委員会に報告いたします。前任の学校医より辞退の申し出があり、学校医交代となりました。</p> <p>以上、報告させていただきます。</p>
重松教育長	<p>本件に、ご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>よろしいですか。では、なければ採決に入ります。</p> <p>報告第15号については、これを承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
重松教育長	<p>異議なしと認め、承認します。</p>

重松教育長	<p>よろしく申し上げます。</p> <p>では、これより非公開案件に移ります。</p> <p>すみませんが、傍聴者の方は退室をお願いいたします。</p> <p>(傍聴者退室)</p> <p>では、再開します。</p> <p>議案第27号「西宮市立学校条例等の一部を改正する条例案に関する意見決定の件」を議題とします。</p> <p>教育総務課長、お願いします。</p>
教育総務課長	<p>それでは、西宮市立学校条例等の一部を改正する条例案につきまして、お手元の資料に沿って説明させていただきます。</p> <p>この条例案は、令和2年4月1日に開校する義務教育学校の設置に関連し、所要の条例改正を一括して行うものでございます。</p> <p>資料を2枚めくっていただき、条例案をご覧ください。</p> <p>まず、第1条は「西宮市立学校条例」の一部改正で、今年の3月議会で議決された「西宮市立第1義務教育学校」の校名を、「西宮市立総合教育センター附属西宮浜義務教育学校」に改め、これを正式名称とするものでございます。</p> <p>校名の選定にあたっては、西宮浜の児童生徒や保護者、地域住民から公募し、地域団体の代表などで構成する「西宮浜小中一貫校設置準備委員会」でも議論していただきました。</p> <p>設置準備委員会や事務局で検討を重ねた結果、最終的には「総合教育センター附属」の冠をつけ、「西宮浜義務教育学校」と決定したところです。</p> <p>次に、一つ飛ばしまして、第3条をご覧ください。</p> <p>第3条は「西宮市立総合教育センター条例」を一部改正するものでございます。</p> <p>先ほど申し上げました西宮浜義務教育学校につきましては、設置者が西宮市であることに変わりはありませんが、総合教育センターの附属校と位置づけ、本市の小中一貫教育のパイオニアとして、より魅力的な学校づくりを推進するため、同センターの事業内容に「西宮市立総合教育センター附属西宮浜義務教育学校との連携に関すること」の一文を追加するとともに、センターの分室を学校内に置くための規定を新たに設けることといたします。</p> <p>このほか、第2条は「西宮市附属機関条例」、第4条は「学校医、学校歯科医及び</p>

	<p>学校薬剤師公務災害補償条例」、第5条は「西宮市学校給食費条例」、第6条は「西宮市教育奨学金条例」を、それぞれ一部改正するもので、いずれも、校種の規定に「義務教育学校」を追加するものでございます。</p> <p>4枚目以降に、資料として新旧対照表を添付しておりますので、適宜ご参照ください。施行日は義務教育学校の開校に合わせ、令和2年4月1日としております。なお、このたびの義務教育学校の設置に関連して改正が必要となる条例は、市全体で11件ございます。</p> <p>最終的には、これら全てを「西宮市立学校条例等の一部を改正する条例」に盛り込み、9月議会で一括して改正する予定ですが、全体で11件あるうちの、教育委員会が所管する事務事業に係る6件について、このたび意見聴取がありましたので、本日もご提案するものでございます。</p> <p>説明は以上です。ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
重松教育長	<p>説明は終わりました。これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件に、ご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>名前にはっきりと「西宮浜」とついたので、「総合教育センター附属」が冠についてということですか。よろしいですか。</p> <p>では、なければ採決に入ります。</p> <p>では、議案第27号については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
重松教育長	<p>異議なしと認めます。よって原案は可決されました。</p> <p>次に、議案第28号「令和元年度 西宮市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等に関する報告書作成の件」を議題とします。</p> <p>教育企画課長、お願いします。</p>
教育企画課長	<p>議案第28号「令和元年度 西宮市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等に関する報告書作成の件」につきまして、報告書の最終案をご説明いたします。</p> <p>前回7月10日の懇談会でお配りいたしました資料から、一部見直しに伴いまして、文言・数値等を修正しております。修正箇所につきましては、資料の3ページから6ページに添付しております「修正箇所一覧」のとおりでございます。</p>

	<p>また、政策局の指示により、各評価シート裏面の項目「Ⅲ 事業費（コスト）の推移」の中の「人件費」とコスト調整額のうち、「退職給与引当」につきましては、平成30年度の決算値を採用した単価に修正しましたので、全ての評価シートで、事業費が変わっております。</p> <p>今後、これらの評価シートは「事務事業評価結果報告書」という形で製本され、9月議会の決算資料として議員に配付されることとなります。</p> <p>説明は以上でございます。締め切りの関係で、修正は本日最終となりますが、ご意見等がございましたら頂戴いたします。よろしくお願いいたします。</p>
重松教育長	<p>説明は終わりました。これより、質疑、討論に入ります。</p> <p>本件にご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>よろしいですか。なければ、採決に入ります。</p> <p>議案第28号については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
重松教育長	<p>異議なしと認めます。よって原案は可決されました。</p> <p>議案第29号「西宮市立公民館条例の一部を改正する条例案に関する意見決定の件」、議案第30号「西宮市立郷土資料館条例の一部を改正する条例案に関する意見決定の件」、議案第31号「西宮市立山東自然の家条例の一部を改正する条例案に関する意見決定の件」、議案第32号「西宮市学校施設使用料条例の一部を改正する条例案に関する意見決定の件」を一括して議題とします。</p> <p>順番にいきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>最初に、地域学習推進課長、お願いします。</p>
地域学習推進課長	<p>議案第29号「西宮市立公民館条例の一部を改正する条例案に関する意見決定の件」について説明させていただきます。</p> <p>西宮市立公民館は市内に24館設置されており、地域活動の拠点として地域団体の活動や、市民の皆様の学習と交流の場としてご利用いただいております。これまでも自動販売機の設置等、特定財源の確保に努めてまいりましたが、施設として必要な設備・備品において計画的な更新ができるまでには至っておりません。</p> <p>このたび「西宮市施設使用料指針」に基づき、受益者に一定の負担を求め、公民館使用料を改定し、条例の一部改正を行うものです。</p>

重松教育長	<p>お手元の資料のとおり、西宮市立公民館条例の一部を改正する条例案に関する意見決定を議案として提案いたします。</p> <p>なお、条例の施行年月日は、令和2年6月1日となっております。</p> <p>以上でございます。</p>
文化財課長	<p>では、次に文化財課長、お願いします。</p> <p>議案第30号につきまして、説明いたします。</p> <p>対象の条例案は、お手元の資料のうち「西宮市立郷土資料館条例の一部を改正する条例」です。改正の詳細は、参考資料1の改正条例文案及び参考資料2の新旧対照表をご覧ください。</p> <p>改正の概要は、これまで名塩和紙学習館において、紙をすく実習による体験学習などで徴収しておりました実習室などの使用料の徴収に関する規定と、郷土資料館の観覧料を無料とする規定の削除です。</p> <p>まず、使用料については、西宮市施設使用料指針において、徴収しない施設に該当するとされたことを機会に見直すものです。</p> <p>次に、条例第5条の郷土資料館の観覧料に関する規定は、現にこれまで観覧料が無料であったことと、後段のただし書き部分について、「徴収する」とすることができた場合に、その金額または金額の範囲を条例に規定しておく必要があることから、第5条全体を削除するものです。</p> <p>なお、博物館法第23条（入館料）におきまして、「公立博物館は、入館料その他博物館資料の利用に対する対価を徴収してはならない。但し、博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場合は、必要な対価を徴収することができる」とされておりまして、今回の改正により博物館法との整合が図られるものと考えます。議案第30号の説明は以上です。</p>
重松教育長	<p>ありがとうございます。次に、青少年育成課長、お願いします。</p>
青少年育成課長	<p>議案第31号「西宮市立山東自然の家条例の一部を改正する条例案に関する意見決定の件」について説明いたします。</p> <p>意見決定の対象となる条例の改正点は2点ございます。</p> <p>1点目は、第2条の施設の位置表記の変更です。現在は、登記簿に使われている地番表記となっておりますが、これを一般的に使用されている住所表記に改める</p>

	<p>ものです。</p> <p>2点目は、別表第7条関係に記載されている使用料の改定です。</p> <p>10月に消費税率が上がることで、維持管理に係る費用について、上昇が見込まれること、また、施設は供用開始より30年が経過しており、照明設備、埋設管などの維持修繕や食堂の調理用機器などの備品買い替えの必要性も増してくる状況であることから、今回、使用料につきまして増額改定が必要と判断したものです。</p> <p>改定額は、宿泊室利用では消費税上昇相当分とし、主な利用層である市内の18歳未満の宿泊室利用で、550円を600円にします。</p> <p>一方、テントサイトでの宿泊や宿泊しない日帰りでの利用の使用料は、これまでの100円から300円にします。これは、宿泊室利用の場合と比較し、均衡を図るための金額設定としております。</p> <p>この2点の改正を行う条例案に対して、異議がない旨、意見の決定を行う議案となっております。説明は以上でございます。</p>
重松教育長	次に、学校管理課長、お願いします。
学校管理課長	<p>それでは、議案第32号「西宮市学校施設使用料条例の一部を改正する条例案に関する意見決定の件」について、説明させていただきます。</p> <p>西宮東高校ホール（なるお文化ホール）につきましては、市民の社会教育活動、芸術文化活動及び地域活動の振興に寄与するため、学校教育に支障のない範囲において市民に開放することを目的として、設置されている施設でございます。</p> <p>このたび、令和元年7月に策定されました「西宮市施設使用料指針」に基づき、使用料を改定するため、条例の一部改正を行うものです。</p> <p>なお、条例の施行年月日は、令和2年7月1日としております。</p> <p>以上、ご審議よろしく申し上げます。</p>
重松教育長	<p>説明は終わりました。これより、質疑、討論に入ります。</p> <p>本件にご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>一遍に出てきてますけど、何かどこかで基本的なストーリーがあって、全部をそれに合わせて変えたのか。そのあたりのところがわかればお願いします。</p> <p>個々でなったとは考えられないので、多分ほかの市全部の分がかかってきてないかな。</p>

教育企画課長	<p>まず、西宮市の施設使用料の指針というのが、このたび出されました。これは受益者負担という観点と、公で賄うべきもの、市でも民間でも提供できるものというふうなくくりの中で、それぞれの受益者の負担割合を定めまして、それに基づいて使用料の改定を全庁的に図るといふ形になっております。</p> <p>それに基づく使用料の改定ということで、各所管の方で使用料を検討いたしまして、今回、それぞれで挙げさせていただいているという状況でございます。</p>
重松教育長	<p>それであれば、何か公の分はこういうふうな考え方で、それから、民間はこうだといふふうには何かありますか。</p>
教育企画課長	<p>指針の中で、民間による提供の可能性と施設の収益性の高いもの低いものと、公益的関与の必要性、施設の必需的なものを選択的なものという表現で、9つに分類する表がございます。</p> <p>例えば、民間提供の可能性が高い市場的なものと公的関与の必要性が高い必需的なもの。要は、市場的で必需的なものは、受益者負担の割合の例えば50%程度というふうな目安を見込んでおりまして、市場的で選択的なものでありましたら、受益者の負担割合を75から100%程度にするというふうな9象限で分類いたしまして、一番非市場的で必需的なものにつきましては、これが先ほど申しました名塩の和紙学習館等になるんですが、それにつきましては、受益者負担の割合はなしというのが適当であるという類例で表現されておりますので、それに沿って使用料を改定しているという形でございます。</p>
重松教育長	<p>ありがとうございます。ということで、これで費用が出てきたと思います。何か質問はありませんか。</p>
教育企画課長	<p>補足ですけれども、急激な上昇をする場合につきましては、指針で示されているとはいえ、負担が大きいという場合もございますので、変更前の料金と比べまして、1.5倍を一応上限という形にしております。</p> <p>後は、指針では示されておりますけれども、例えば近隣、他都市等の状況。恐らく山東自然の家等とか、そちらの方につきましては、近隣のそういうふうな使用料の均衡も図るといふふうなところで、全てをこの指針に合わせて上げると、一律上げているというものではございません。</p>

重松教育長	<p>上限は1.5倍とすると、それから近隣の施設とのバランスもとるということで すね。これが実際の金額になるというものです。 よろしいですか。 なければ採決に入ります。 議案第29号から32号については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
重松教育長	<p>異議なしと認めます。よって原案は可決されました。 次に、一般報告①「西宮型コミュニティ・スクール事業について」を議題としま す。社会教育課長、お願いします。</p>
社会教育課長	<p>西宮型コミュニティ・スクール事業についてご説明させていただきます。 先月、7月10日の教育委員会の事務局との懇談会で、事業の進捗状況について ご説明いたしました。その際にもお話ししましたが、9月議会で所管事務報告をい たします。 これまでは、事務局の方で課題整理や制度設計をするとともに、まず学校管理職 を対象に制度の理解に努めてまいりました。最近では、議員や地域の方からもコミ ュニティ・スクールとはどういうことをするのかと、ご質問をいただくことも増 えてまいりました。9月の教育こども常任委員会で説明をした上で、今後、地域 や保護者向けにもパイロット校を中心に説明をしてまいりたいと考えておりま す。それでは、資料をご覧ください。 まず、そもそもコミュニティ・スクールとは何かということで、定義を「1」で お示ししています。「2」では、学校運営協議会の主な三つの機能について。「3」 では、学校運営協議会の委員について、法律に基づいて説明しています。「4」で は、西宮型コミュニティ・スクールとして、現行の教育連携協議会を法定の要件 を備えた組織に移行するとともに、引き続き教育連携事業を実施することで、包 括的、機動的な協働活動を推進するとしています。 また、地域学校協働活動推進員を新たに配置し、地域と学校をつなぐコーディネ ーター役を担っていただくこととしております。 裏面に移っていただいて、西宮型コミュニティ・スクールを簡単な図にしたもの をお示ししています。</p>



添付資料には、概要版のリーフレットと詳細版のリーフレットということで、2種類おつけしておりますけれども、概要版リーフレットの真ん中あたりには、もう少し詳しく図にしております。詳細版の方は、2ページの下側の方に図式をもう少し詳しく載せております。

これまで、教育連携協議会と学校評議員制度は、別々に制度としてありましたが、コミュニティ・スクールになった学校は、学校評議員制度を廃止します。先ほどの概要版の裏面の方にQ&Aを載せておまして、Qの2番に「学校評議員制度との違いは何ですか?」ということで、項目を挙げて説明をしております。

もとに戻りまして、「5」では、教育連携協議会との違いを説明しています。教育連携協議会は、市の内規に基づいて立ち上げた組織で、学校・家庭・地域のための協議をしながら、教育連携事業として、さまざまな取り組みをしてきていただいています。一方、学校運営協議会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づいて、教育委員会が設置するものです。学校運営方針について、承認するという機能が加わることで、保護者や地域の意見を学校運営に反映させることが、法律で保障されます。これまでは、学校支援をしてもらうことが中心であったと言えますが、今後は、目指す学校目標を地域の目標として対等な立場で話し合い、まちづくりにもつなげる協働活動を進めていくような、そういう話し合いができる場にしたいと思います。

「社会に開かれた教育課程」をキーワードに、学校も地域に開いて、地域の教育力を引き出していければと考えています。パイロット校では、既にそういう展望も見えてきております。

「6」には、コミュニティ・スクールのメリットについて、それぞれの立場での代表的なものを載せています。詳細版のリーフレットの方の6ページをご覧くださいませでしょうか。6ページの上の方に「地域全体で未来を担う子供たちの成長を支える」というところに図で示しております。コミュニティ・スクールでは、中心に子供たちがいるということを忘れることなく、学校・家庭・地域が「育てたい子供像」のビジョンを共有し、互いの役割を認識し合って協働しながら、子供たちの成長を支えていただくことをお願いしたいと思います。

最後に、「7」の今後の導入計画をお示ししています。来年度パイロット校として取り組む学校11校の名前も「検討中」として載せております。

令和5年度、全ての市立学校で、コミュニティ・スクールを導入することを目指して、まずは、パイロット校で特色ある取り組みが実施できるよう、支援してまいります。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

重松教育長	説明は終わりました。本件にご意見、ご質問はありませんか。
藤原委員	学校運営協議会というのは従来あったと思うんですが、今般その西宮型コミュニティ・スクールの定義として、学校運営協議会を設置した学校ということなんですが、従来と具体的に何が変わるんでしょう。
社会教育課長	<p>今、ご説明した資料の「5」のところが、ご質問に答えている部分なんですけれども、現在、あるのは、教育連携協議会といたしまして、機能的には似ているけれども、先ほど申しましたように市の内規で決めた学校運営協議会と類似した組織という形になっております。それを、地方教育行政の組織及び運営に関する法律で決められた学校運営協議会の機能をきちんと果たすような組織に移行しようというのが今回の取り組みになっております。</p> <p>ただ、これまでの教育連携協議会でのいろんな特色ある取り組みというのは、もう全国的に見てもコミュニティ・スクールをやっているという姿にはなってきておりますので、そのあたりを法律的にきちんと保障した形にしていくというのが、今回の取り組みの中心的部分になってきております。</p>
藤原委員	ありがとうございます。
重松教育長	<p>基本的に学校には、その学校を支える学校評議員制度があって、校長の方も地域のいろいろな意見を聞きたいということで、集まってもらって意見を聞いてたというのがありました。それをさらに西宮だけが独自で、教育連携協議会というので、要するに学校運営協議会に近いものですけど、市独自で定めた。それが、今度は法律が変わったので、そこに合わせてもってくるという。一緒に、そこにありますように、地域連携事業というのをこの運営協議会で地域と一緒に、新たに西宮ではやるということ。それに合わさってコミュニティ・スクールという。アメリカにあるコミュニティ・スクールとは、若干違いますけど。</p> <p>学校を運営していくのに、地域と学校が一緒になって、いろんなことをやっていく。行事もそうですし、いろんな困ったことがあったときに相談に乗ってもらうとかいうこともやっていくことになります。地域全体で学校を支えていくという感じになります。</p>

藤原委員	教育連携協議会と勘違いしておりました。失礼しました。 もう一個だけ。初歩的な質問ですみません。学校的意思決定というのは、誰がしてるんですか。職員会議ですか。
重松教育長	いや、基本的には、学校長が決定するということです。教育課程の決定等は、学校長。職員会は、学校がこういうふうなことをするというのに、連携してできるように、説明してみんなで協力してやるという。最終的な決定権は学校長というのが基本です。
藤原委員	では、この学校運営協議会というのは、学校長の一つの諮問機関ということ。
重松教育長	諮問機関というか、要するに最終的には、学校長が何かするためには、きちんと説明をしないと、こういう目標でこういうふうにやりますよというのが理解できなかったら困るので、その意味では、運営協議会の組織は力としては、大きなものを持っています。ただし、1年間終わったら、こういうふうにやったんだけど、こういうところを直した方がよかったかなということは、必ずPDCAで反省をして、修正を加えながらやっていくというふうにしなないといけないということになりますけど。
藤原委員	わかりました。ありがとうございます。
重松教育長	さっき言った、知識の理解、知識だけではなくて、実際にそれをどういうふうに関験するんだと言ったときに、例えば防災だったら、地域へ出て行って地域の人と、ここが危ないとかいうことを、専門の防災の関係者に教えてもらうということも大事なことですし、そこで、どこへ逃げたらいいのかということまでわかれば、子供たちの安全を保つことができる。そういう意味で、社会に開かれた教育課程というのは、そこにあるんですね。 ですから、これを運営していくとなると、学校長もかなり責任というか、リーダーシップをとってマネジメントしてもらわないといけない。ただ組織をつくただけというわけにはいかない。そのかわり、うまく運営できれば、いろいろな協力も得られますし、学校が活性化できるという大きな役割を担うことになる。 一度、総合教育会議で、藤原委員が就任される前でしたかね、国から来てもらって、説明してもらったんですけど。

	<p>西宮は西宮型で教育連携協議会をやったので、そんなに変わるものじゃないので、割とスムーズにいくかなと思っています。ただ今度は、人を任命するので、今までは学校で人を集めてましたけど、今度は教育委員会としてこの人をお願いしますという形で、ある意味、民生委員や自治会などによく似た形になってくるのかなと思います。</p> <p>では、本件にご意見、ご質問はないですか。</p> <p>よろしいですか。では、一般報告①を終了します。</p> <p>次に、一般報告②「児童・生徒の状況について」を議題とします。</p> <p>学校保健安全課長、お願いします。</p> <p>(非公開)</p>
重松教育長	<p>ほかによろしいですか。</p> <p>なければ一般報告②を終了します。</p> <p>では、報告第16号は、秘密会で行いますので、関係者以外の職員は退出してください。</p> <p>(関係者以外の職員 退室)</p>
重松教育長	<p>では、再開します。</p> <p>報告第16号「人事に関する件」を議題とします。教育職員課長、お願いします。</p> <p>(非公開)</p>
重松教育長	<p>説明は終わりました。これより質疑討論に入ります。</p> <p>本件にご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>よろしいですか。なければ、採決に入ります。</p> <p>報告第16号については、これを承認してよろしいか。</p> <p>(異議なし)</p>
重松教育長	<p>異議なしと認め、承認します。</p> <p>以上で予定されていた議題はすべて終わりました。</p>

	<p>これもちまして、第5回教育委員会定例会を閉会します。</p> <p>(終了)</p>
--	---